

令和7年第3回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月25日(火) 午前9時30分 ~ 午前10時50分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 18名

会長	19番 畑 雄二						
会長職務代理	18番 田 中 政 幸						
委員	1番 安 藤 直 樹	2番 千 葉 芳 枝					
	3番 五 十 嵐 勝	4番 山 田 和 正					
	5番 長 谷 川 彰 徳	6番 岩 間 秀 一					
	7番 貞 廣 樹 良	8番 赤 澤 良 一					
	9番 伊 藤 貢 三	10番 峯 崎 光 行					
	11番 鈴 木 英 昭	12番 吉 田 彰					
	13番 中 澤 裕 幸	14番 土 屋 典 昭					
	16番 鈴 木 孝 典	17番 白 木 義 一					

欠席委員 (1名) 15番 太 田 秀 樹

4 説明員 山下事務局長・長江農業振興係長・佐藤主事

5 議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般報告 |
| 第4 | 報告第2号 現況証明書交付報告の件 |
| 第5 | 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の件 |
| 第6 | 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願の件 |
| 第7 | 議案第10号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件 |
| 第8 | 議案第11号 令和7年度農業委員会事業計画決定の件 |
| 第9 | 議案第12号 令和7年度最適化活動の目標の設定等決定の件 |

令和7年第3回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和7年第3回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。 この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。 議席番号15番 太田秀樹委員は都合により欠席いたします。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号7番貞廣樹良委員、8番赤澤良一委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定ですが、今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
委員長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 つぎに3月3日から開催された、令和7年第1回市議会定例会について事務局から報告願います。
事務局長	(報告) 以上で報告が終わりました。ご質問ございませんか。
議委員長	(なしの声) ないようございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、報告第2号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました報告第2号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適當と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。
長江係長	(議案朗読省略) なお、調査場所につきましては、報告第2号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。 これに、ご質問ございませんか。
委員長	(なしの声) ないようございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。 つぎに、日程の第5、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。場所につきましては、議案第8号資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。

つぎに、日程の第6、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願の件について、ご説明いたします。

このことについて、次のとおり申請があつたので許可取消の可否について審議を求めるものです。

当該地は基盤整備事業へ土砂を供給し、また、土砂採取後は農地へ復元を行うため、隣接地との高低差を緩和し農地として活用を促進する目的で農地法第5条による転用許可申請があり、令和5年4月に許可をしています。

しかし、施工業者から土質が悪く求められた基準を満たさないことから基盤整備事業へ土砂を供給することが困難であるため、農地転用許可の取消について願出がされたところです。

北海道農地法関係事務処理要領において、転用事業に着手する前に私法上の売買契約の解除または転用計画の中止等の事由が生じ、許可を受けた農地転用を行えなくなった場合、届出による農地転用許可処分の取消を願い出ることができます。また、農地転用許可権者は取消理由及び関係書類等の審査をするほか、行政手続法に基づく聴聞を行うこととされています。

このことから「美唄市行政手続条例」及び「美唄市聴聞及び弁明の機会付与に関する規則」において聴聞は行政庁が指名する職員が主宰するとなっていることから、農業委員会が聴聞の主宰者として事務局長を指名することが妥当と考えます。

なお、聴聞を行い当事者の意思を確認のうえ適當かつやむを得ないと認め

議
長

長

委
員
長

長江係長

		た際は農地転用の取消を決定し、4月総会において報告を行います。
議 長		以上で説明を終わります。
委 員 長		ただいま、事務局から説明のあった農地法第5条第1項の規定による許可取消願の件について、質疑を行います。
議 長		これに、ご異議ございませんか。
委 員 長	(なしの声)	ご異議なしと認めます。
議 長		よって、原案のとおり決定をいたします。
議 長		つぎに、日程の第7、議案第10号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。
長 江 係 長		なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号1番の審議を行いますので、岩間委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。 (岩間秀一委員 一時退席)
長 江 係 長		事務局から1番について説明を求めます。
長 江 係 長		ただいま議題となりました議案第10号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は、使用貸借権設定です。 (議案朗読省略)
長 江 係 長		なお、番号1番について法人が利用権の設定等を受けるものであり30ページ別添2調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第10号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては3月25日を予定しております。
議 長		以上で説明を終わります。
議 長		ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番について質疑を行います。
委 員 長		これに、ご異議ございませんか。
委 員 長	(なしの声)	ご異議なしと認めます。
長 江 係 長		よって原案のとおり決定をいたします。 少々お待ちください。 (岩間秀一委員 着席)
長 江 係 長		引き続き、事務局から番号2番から4番について審議を行いますので赤澤委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。 (赤澤良一委員 一時退席)
長 江 係 長		事務局から番号2番から4番について説明を求めます。
長 江 係 長		ただいま議題となりました議案第10号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号2番から4番につい

議長 委員長 長江係長 議長 委員

てご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は、全て賃借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、番号2番から4番は個人が利用権の設定等を受けるものであり29ページ別添1調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第10号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、3月25日を予定しております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号2番から4番について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

少々お待ちください。

(赤澤良一委員 着席)

引き続き、事務局から番号5番、6番について審議を行いますので鈴木英昭委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。

少々お待ちください。

(鈴木英昭委員 一時退席)

事務局から番号5番、6番について説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第10号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号5番、6番についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は、全て賃借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、番号5番、6番は個人が利用権の設定等を受けるものであり29ページ別添1調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第10号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、3月25日を予定しております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号5番、6番について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。 少々お待ちください。 (鈴木英昭委員 着席) 引き続き、事務局から番号 1 番から 6 番について説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました議案第 10 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番から 6 番についてご説明いたします。 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。 利用権の設定の種類は、番号 7 番から 10 番、23 番は所有権移転、番号 11 番から 22 番、番号 24 番から 29 番については賃借権設定、番号 30 番から 33 番は使用賃借権設定です。 (議案朗読省略) なお、番号 7 番から 22 番は個人が利用権の設定等を受けるものであり 29 ページ別添 1 調査書、23 番から 33 番は法人が利用権の設定等を受けるものであり 30 ページ別添 2 調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議長	場所につきましては、議案第 10 号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、3 月 25 日を予定しております。
委員長	以上で説明を終わります。 ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号 1 番から 6 番について質疑を行います。
議長	これに、ご異議ございませんか。 (なしの声)
長江係長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。 つぎに、日程の第 8 、議案第 11 号、令和 7 年度農業委員会事業計画決定の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました、議案第 11 号、令和 7 年度農業委員会事業計画決定の件について、ご説明いたします。 総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。 経過としましては、1 月 28 日開催された総務委員会及び農振委員会、並びに 2 月 26 日に開催された委員協議会において、協議・検討を行い原案の承認を得たものです。 結果につきましては、令和 7 年度農業委員会事業計画（案）別冊のとおりとなっております。

	なお、内容につきましては、委員協議会でご説明した内容と変更はありません。
議長	以上で説明を終わります。
	ただいま事務局から説明があった令和7年度農業委員会事業計画決定の件について、質疑を行います。
委員長	これに、異議ございませんか。
	(なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。
	よって原案のとおり決定し、事業に取り組んでいくこといたします。
議長	つぎに、日程の第9、議案第12号、令和7年度最適化活動の目標の設定等決定の件を議題といたします。
長江係長	事務局から説明を求めます。
	ただいま議題となりました議案第12号、令和7年度最適化活動の目標の設定等決定の件について、ご説明いたします。
	総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。
	経過としましては、2月26日に開催された委員協議会において、協議・検討を行い、原案の承認を得たものです。
	なお、委員協議会で説明した内容から、認定農業者と認定新規就農者の経営体数を修正しています。これは3月に農政課に再確認を行い、最新の経営体数を記入したことによるものです。また、これ以外について変更はございません。
議長	以上で説明を終わります。
	ただいま事務局から説明があった令和7年度最適化活動の目標の設定等決定の件について、質疑を行います。
委員長	これに、異議ございませんか。
	(なしの声)
	ご異議なしと認めます。
	よって原案のとおり決定いたします。
	以上をもちまして、第3回農業委員会総会は閉会いたします。